

夢を実現する第一歩のために

2026年9月号

ミツヒロニュース



9月を迎えましたが、まだ厳しい暑さが続いています。季節の変わり目でもありますので、皆さま体調には十分気を付けてお過ごしください。

令和9年からミニマムタックスが強化され、会社や不動産の売却などによって多額の所得が生じる場合、これまでより税負担が増える可能性があります。特に、所得が約3億4,000万円を超えるケースでは注意が必要です。売却の時期や条件によっては、今年中に実行した方が有利になることもあります。会社や不動産の売却をご検討中の方は、計画を具体化する前に、ぜひお早めにご相談ください。

光廣 昌史

今月のトピックス

◇超富裕層だけの制度ではありません
強化される「ミニマムタックス」にご注意ください

◇2026年改正
「130万円の壁」見直しのポイント

◇弁護士が相談前に関係者名を聞
わけ（土業における利益相反）

◇個別相談会開催のお知らせ



超富裕層だけの制度ではありません 強化される「ミニマムタックス」にご注意ください

2026年度税制改正により、「ミニマムタックス」と呼ばれる高所得者への課税措置が大幅に強化されます。

これまで、この制度は年間所得が約10億円を超える一部の超富裕層が対象と考えられていました。しかし改正後は対象となる所得水準が引き下げられ、会社や大規模な不動産の売却を予定している方にも影響する可能性があります。毎年の所得が高額な方だけでなく、売却により一時的に多額の所得が発生する方も対象になり得る点に注意が必要です。

1. 「1億円の壁」を是正する制度

給与所得や事業所得には、所得が増えるほど税率が高くなる累進課税が適用されます。一方、株式の譲渡益や配当などの金融所得には、原則約20%の分離課税が適用されます。

このため、高所得者ほど金融所得の割合が高くなり、所得が1億円を超えるあたりから実質的な税負担率が低下する「1億円の壁」が指摘されてきました。ミニマムタックスは、この逆転現象を是正し、高額所得者に一定水準以上の負担を求める制度です。

2. ミニマムタックスの仕組み

通常の方法で計算した所得税額と、一定の算式で計算した最低限負担すべき税額を比較し、後者が上回る場合は、その差額を追加で申告・納税します。

改正後の基本的な計算式は次のとおりです。

(基準所得金額 - 1億6,500万円) × 30% - 基準所得税額

基準所得金額には、給与所得や事業所得のほか、株式・不動産の譲渡所得、配当所得、退職所得なども含まれます。特定口座で源泉徴収され、確定申告不要制度を選択した所得も、判定上は加算されます。 (次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

3. 2027 年から大幅に強化

項目	現行制度	改正後
特別控除額	3 億 3,000 万円	1 億 6,500 万円
最低税率	22.50%	30%
対象となる所得の年	2025 年・2026 年	2027 年以後

所得の大部分が所得税率 15%の分離課税所得の場合、改正後は年間所得が約 3.4 億円を超える水準から追加負担が生じる可能性があります。

4. 税負担はどの程度増えるのか

所得全体が所得税率 15%の分離課税所得であると仮定した場合の試算は、次のとおりです。

所得金額	現行制度の税額	改正後の税額	追加負担額
4 億円	6,000 万円	7,050 万円	約 1,050 万円
5 億円	7,500 万円	1 億 50 万円	約 2,550 万円
10 億円	1 億 5,080 万円	2 億 5,050 万円	約 9,980 万円

実際の税額は所得の種類や取得費、各種控除などで異なりますが、取引時期が 1 年違うだけで、負担が数百万円から数千万円単位で変わる可能性があります。

5. 特に注意が必要な方

・会社を売却する経営者

M&A や事業承継により自社株式を売却し、数億円規模の譲渡益が発生する場合

・大規模な不動産を売却する方

土地・建物などの売却により、多額の譲渡所得が発生する場合

・多額の株式譲渡益や配当がある方

特定口座の「源泉徴収あり」でも判定対象となる可能性があります

・高額な退職金を受け取る方

退職所得も基準所得金額に含まれるため、株式や不動産の売却と同じ年に重なる場合は注意が必要です

6. 2026 年中に検討しておきたいこと

会社や不動産の売却を予定している場合は、契約日だけでなく、税務上どの年の所得になるかを確認する必要があります。状況に応じて、次のような検討が考えられます。

- ・売却時期を前倒しし、2026 年中の実行を検討する
- ・複数年に分けて売却できるか検討する
- ・株式や不動産の取得費、譲渡費用を確認する
- ・株式譲渡、退職金、不動産売却などが同じ年に集中しないか確認する
- ・現行制度と改正後の税額を比較する
- ・納税資金を含めた資金計画を立てる

ただし、売却時期や契約条件の変更は、事業承継計画、取引先との交渉、資金繰りなどにも影響します。税負担だけで判断せず、取引全体を踏まえた検討が必要です。

7. 売却を決める前に税額の確認を

ミニマムタックスは、継続的に高所得を得る方だけの制度ではありません。一生に一度の会社売却や、長年保有した不動産の売却によって、一時的に大きな利益を得る方にも影響する可能性があります。

契約締結後では選択できる対策が限られることもあります。会社や不動産の売却、多額の株式譲渡などを検討されている方は、条件を決定する前に税額を試算し、売却時期を検討することをおすすめします。

会社や不動産の売却を予定されている方は、売却条件を決定する前にご相談ください。

※本記事は制度の概要を説明するものです。実際の適用関係や税額は、所得の内容、取得費、売却条件、他の所得や控除の状況などによって異なります。

2026 年改正「130 万円の壁」見直しのポイント

— 扶養判定が“実績”から“契約”へ変わる重要改正 —

税金に関する年収の壁は、住民税が課税される最低年収が 100 万円から 110 万円に、所得税が課税される最低年収が 103 万円から 178 万円に引き上げられました。

一方、社会保険の扶養認定基準である年収の壁は、①106 万円（社会保険被保険者を 51 名以上雇用する企業）と、②130 万円（①以外で法人個人や企業規模を問わない）の 2 種類あります。

このうち、106 万円の金額基準は近々廃止されることになっています。また、130 万円の金額基準に変更はありませんが、2026（令和 8）年 4 月以降、認定方法が変更となりました。

1. 改正の背景

従来、社会保険の扶養判定は実際の年収や将来の収入見込みに基づいて行われていたため、扶養を維持するために働く時間を調整する「働き控え」が発生していました。これが人手不足の一因となっていました。2026 年 4 月からは、この課題を解消するため判定基準が見直されました。

2. 改正のポイント

改正後は、扶養判定の基準が「実際の収入」ではなく「雇用契約書や労働条件通知書の内容」に変更されました。そのため、契約上の年収が 130 万円未満であれば、一時的に収入が超過しても扶養を維持できる可能性があります。

3. 主な変更内容

(1) 残業による収入増への対応

一時的な残業により年収が 130 万円を超えた場合でも、社会通念上妥当な範囲であれば扶養を継続できます。

(2) 働き方の柔軟化

繁忙期の対応などで収入が一時的に増えても扶養に影響しにくくなり、働き控えの解消が期待されます。

4. 適用要件

改正の適用を受けるには、労働契約書の整備が必要です。また、収入は原則として給与所得のみであることが求められます。契約書が不十分な場合は、従来通り実績ベースでの判定となる可能性があります。

5. 注意点

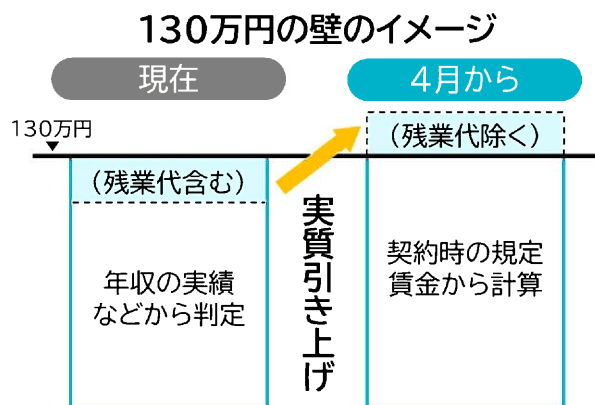
- ・通勤手当（交通費）は年収に含まれます。
- ・固定残業代は契約収入として扱われます。
- ・保険組合ごとに判断が異なる場合があります。

6. 改正のメリット

- ・働き控えの減少
- ・柔軟なシフト調整
- ・企業の人手不足の改善
- ・労働者の収入機会の拡大

7. まとめ

今回の改正は、扶養判定の考え方を大きく転換する重要な変更です。契約内容の整備と正しい理解が、企業・従業員双方にとって重要となります。



弁護士が相談前に関係者名を聞くわけ(士業における利益相反)

1. 弁護士に相談する際の第一手順

弁護士に相談する際に、トラブルとなっている相手方や関係者などがある場合には、相談開始前に、その関係者名(会社などの法人・団体の場合はその名称)を聞かれます。この手続きを法律事務所の利益の相反(コンフリクト)チェックといいます。なぜ、報酬の説明ではなく、先にこの手順(=コンフリチェックと呼ばれます)を踏むのでしょうか。

2. 弁護士法と職務規程でのコンフリチェック

これは、相談や依頼の内容が、法律事務所がすでに受任している別の顧客(過去を含む)と「利益相反」の関係にないかを確認する作業です。弁護士法や職務基本規程で禁止されている「敵対する両者から依頼を受けること」を回避し、相談者の利益と職務の公正を守るために必ず実施されます。

3. その他士業のコンフリチェック

弁護士以外の士業でも、守秘義務違反や公平性の欠如を防ぎ、倫理的・法的に適正な業務を行うためにコンフリチェックが必要な場面があります。

(1) 公認会計士・監査法人

監査業務とコンサルティング業務の並行です。クライアントへの監査と利害が伴うコンサルティング(非監査業務)を同一法人が行う場合に利益相反となります。

そもそも法定監査は、会社法や金融商品取引法などに基づき、大企業や上場企業が作成した財務諸表(計算書類)が適正かどうかを公認会計士・監査法人が調査することです。主な目的は、株主、債権者、投資家などの利害関係者を保護し、財務情報の信用性を担保することにあります。企業の利益を目的にするコンサルティング業務とは対極的なものであり、同時に引き受けることはできません。

(2) 社会保険労務士

一方の利益となる行為が他方の不利益になる状態です。たとえば、顧問企業の従業員からの労働相談(解雇未払い賃金など)を受ける場合などが該当します。

(3) 行政書士

双方代理の禁止(同じ事件で、利害関係が対立する両当事者から依頼を受けること)、利益相反の禁止(依頼者の利益と行政書士自身の利益がぶつかること)の場面で受任してはなりません。これは公正な職務遂行を妨げるためであり、離婚協議や遺産分割協議、契約書作成業務などで注意が必要となります。

参考文献： ■ゆりかご倶楽部

個別相談会開催のお知らせ

弊社では9月から毎月定例的に、個別相談会を開催しております。ご希望の方は、担当者までご連絡ください。

■9月の日程

令和8年9月10日(木) 13:00~17:00

令和8年9月24日(木) 13:00~17:00

■開催場所 弊社事務所

■主な相談内容

- ① 財務体質の見直しと銀行交渉支援による資金繰り改善
- ② ビジネスモデル再構築による黒字体質の定着化
- ③ 社長さんの着地戦略支援(事業承継・M&A・廃業)による幸せな引退の実現 等々

■相談員プロフィール



Team 経営参謀 代表 村上 弘基 氏

1983年、広島銀行に入行。銀行では各支店・融資審査部や法人営業部などの本部・支店長を経験。



【発行】株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光和パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

